

居宅介護支援重要事項説明書

岐阜県指定（2113000398）

当事業所は、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行うものとして指定を受けています。当事業所の概要や、提供するサービス内容、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をして下さい。

1. 事業の目的

特定医療法人生仁会 須田病院居宅介護支援事業所は、介護保険法の趣旨に基づき、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、あらゆる方面からの居宅介護支援を提供します。

2. 運営方針

- ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関・行政・事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう居宅サービス計画を作成します。
- ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者及びそのご家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- ご利用者の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険認定の申請の有無を確認し、その支援も行います。
※当サービスのご利用は、原則として介護保険(要介護・要支援)認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。

3. 当法人の概要

名称・法人種別	特定医療法人生仁会
代表者名	理事長 加藤 秀明
所在地・連絡先	岐阜県高山市国府町村山235番地5 TEL 0577-72-2100
業務の概要	精神科病院・デイケアセンター（精神）・福祉ホーム・自立訓練施設・地域活動支援センター・介護老人保健施設・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・訪問介護ステーション・グループホーム

4. 事業所の概要

事業所名	須田病院居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	岐阜県高山市国府町村山235番地5 TEL 0577-72-5099
管理者名	野中 康代
サービス提供地域	高山市（高山地域・国府地域）・飛騨市

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者 (主任介護支援専門員)	1. 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名

6. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日。但し、12月30日～1月3日、当法人で定められた休日を除く。

●営業時間 平日：8時15分～17時15分まで

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能ですのでご相談ください。

7. 居宅介護支援サービスの内容及び提供方法

- (1) 相談業務及びアセスメント：訪問頻度、少なくとも月1回
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 担当者会議開催
- (4) サービス実施状況の把握・評価
- (5) 居宅サービス事業所、関係機関との連携
- (6) 給付管理

- (7) 要介護認定の申請・変更代行
- (8) 介護保険施設等の紹介
- (9) 医療との連携：入退院時・診察時の連携・主治医、歯科医師、薬剤師との情報共有
- (10) 障害福祉制度の相談支援員との連携
- (11) 生活支援（インフォーマルサービスを含む）サービスの提供
- (12) 特定事業所減算について説明及び情報公表制度への公表
- (13) 看取り期への対応
- (14) 介護予防支援への対応

*このサービスの提供に当たっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがありましたら、担当介護支援専門員（ケアマネ）に遠慮なくご質問ください。

8. 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス変更の必要があると判断した場合は、事業者とご利用者の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

9. 利用料およびその他の費用の額

要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。

（事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。

ご利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じた金額（1ヶ月あたり）をいただき「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口に出すことで、全額払い戻しを受けられます。

*利用料の詳細は別紙参照

10. 事故発生時や緊急時の対応

訪問時などにご利用者の容体の変化などがあった場合は、かかりつけの医療機関に連絡するとともに、ご家族にも連絡します。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 秘密の保持

事業所は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も続きます。

1 2. 個人情報を用いる場合の同意

事業所が居宅介護支援を提供するうえで、サービス担当者会議等において、ご利用者またはそのご家族等の個人情報を用いることに同意していただきますが、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、漏洩することのないようにします。

1 3. 高齢者虐待防止法について

事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市に通報するものとします。

1 4. 感染症対策の対応について

感染症発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を確保するために業務継続計画を作成します。

感染拡大防止の観点から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」に基づいて居宅介護支援における柔軟な対応を提供します。

1 5. 自然災害発生時の対応について

災害発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を確保するために業務継続計画を作成し居宅介護支援における柔軟な対応をします。

1 6. ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。

1 7. 利用者への説明及び同意等について

契約書、重要事項説明書、居宅サービス計画書、利用票等における利用者等への説明・同意について利用者等の署名・押印について求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに様式例から押印欄を削除します。

またご利用者に対する書類等を整備し5年間は適正に保存しご利用者の求めに応じ書類の閲覧に応じます。

1 8. 身分証の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはそのご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

19. 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で受け付けております。
ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

(1) 当事業所の苦情受付

●当事業所の責任者は 野中 康代 です。

相談窓口	受付場所	受付時間	TEL
須田病院居宅介護支援事業所	高山市国府町村山235-5	8:15～17:15	TEL : 0577-72-5099
須田病院	高山市国府町村山235-5	8:15～17:15	TEL : 0577-72-2100

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相談窓口	受付場所	受付時間	TEL
高山市役所 高年介護課	高山市花岡町2-18	8:15～17:30	TEL : 0577-35-3178
高山市地域包括支援センター	高山市花岡町2-18	8:15～17:30	TEL : 0577-35-2940

飛騨市役所 福祉部 高齢介護課介護保険係	飛騨市古川町若宮2-1-60	8:15～17:30	TEL : 0577-73-7469
飛騨市地域包括支援センター	飛騨市古川町若宮2-1-60	8:15～17:30	TEL : 0577-73-6233
岐阜県国民健康保険 団体連合会	岐阜市藪田南5-14-2 シクタンク庁舎介護保険課	8:30～17:00	TEL : 0582-75-9820

20. 事業所の変更

ご利用者は何時でも事業者に対して事業所の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の介護支援専門員が変更する場合は事前にご利用者の了解を得ます。

21. 居宅サービス計画の作成

(1) ご利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事ができます。

(2) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事が

できます。

- (3) (1) (2)につき、介護支援専門員はご利用者またはそのご家族に理解が得られるよう、十分説明する事に努めます。

当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

*サービス利用の割合、利用状況は別紙参照

- (4) ご利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合の早期連携、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援できるよう、介護支援専門員の連絡先をご利用者またはそのご家族にお渡しします。

22. その他

居宅支援サービス提供中におけるお茶・お菓子の提供、支援終了後における品物を受け取ることは当法人として禁止しています。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	岐阜県高山市国府町村山235番地5
	事業者名	須田病院居宅介護支援事業所
	管理者名	野中 康代
	電話番号	0577-72-5099

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

電話番号 () _____